

地域の障害者福祉ニーズに多面的に対処

～事業所間ネットワークによる地域貢献の取り組み～

特定非営利活動法人 **渋川広域障害保健福祉事業者協議会**（群馬県）

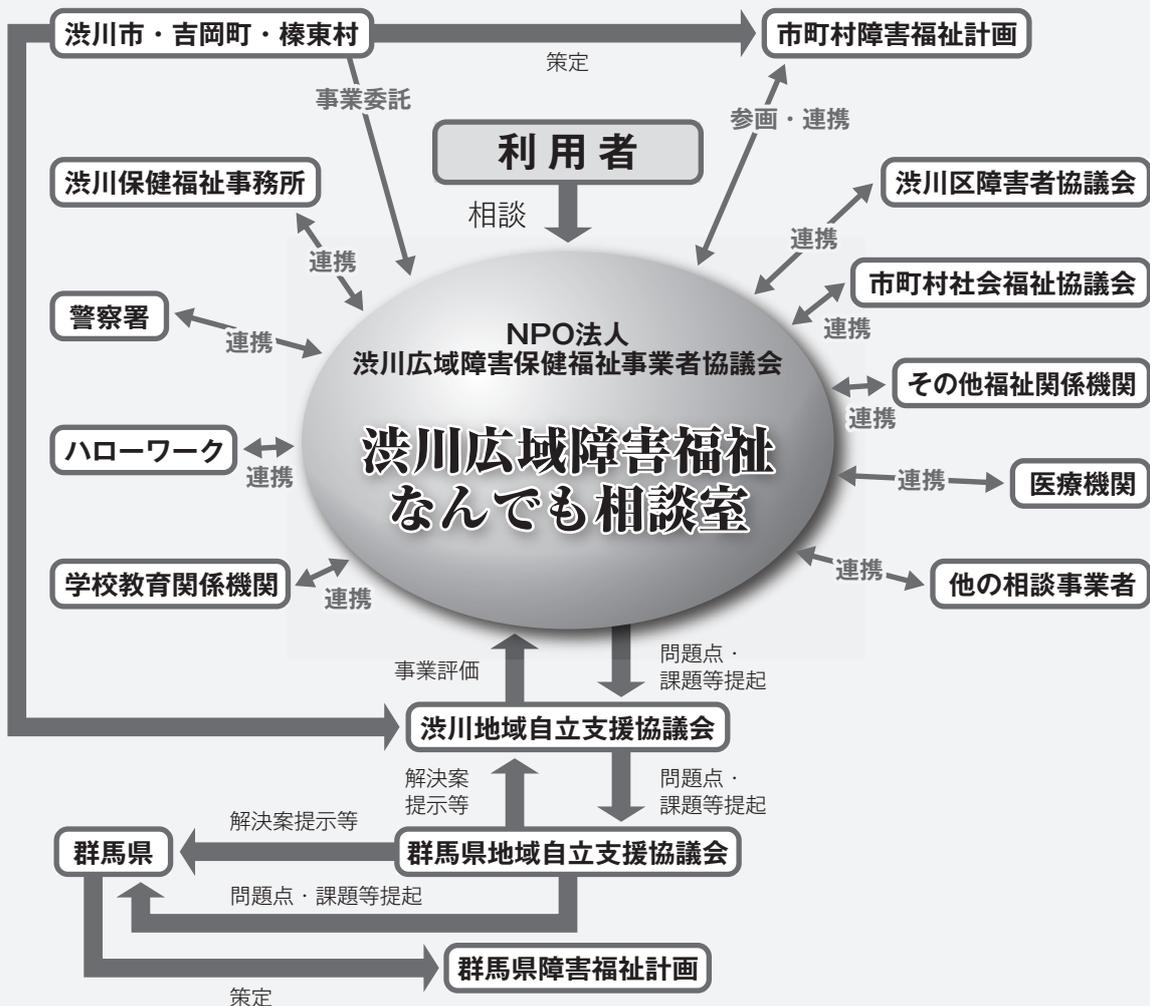
【取り組みの概要】

渋川広域障害保健福祉事業者協議会は、群馬県の渋川圏域（渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村）にある21法人38の障害者福祉施設・事業所によって構成されるNPO法人（特定非営利活動法人）である。社会福祉法人8（施設6、社会福祉協議会2）、医療法人6、NPO法人5、その他財団法人等、さまざまな経営主体による事業所が参画している。

この協議会の中心となる事業は、障害者自立支援法の地域生活支援事業に位置づけられている「相談支援事業」であり、「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を渋川市役所福祉庁舎内に設置し、圏域の1市1町1村から事業を受託している。協議会の中核は、「誠光会」、「恵の園」、「三愛荘」を中心とした8つの社会福祉法人であり、相談支援事業の相談員は、この3法人から派遣された職員がほぼ担当している。

3つの社会福祉法人を中核として、さまざまな事業所が参画するネットワークが担う相談支援事業は、各事業所のもつノウハウを出し合い、多角的、総合的に地域の障害者の生活をサポートし、困難な事例に対しても協働して対応している。各事業所の持つ情報を共有することで利用者に必要なサービスを提供し、障害者が安心して暮らせるような仕組みをつくることに成功している。

渋川広域障害福祉相談事業イメージ図



「渋川広域障害福祉なんでも相談室」とは

JR渋川駅から西に約500mという市の中心部に位置する渋川市役所福祉庁舎「渋川ほっとプラザ」の1階に、「渋川広域障害福祉なんでも相談室（以下、相談室）」はある。相談室では、圏域の1市1町1村から受託している「相談支援事業」を行っており、障害者とその家族が抱えるあらゆる相談を受け付けている。相談内容は、障害のある方本人やその家族の悩みや心配、日常生活の問題、仕事、福祉サービスの利用、権利擁護・後見制度など多岐にわたり、社会福祉士、介護福祉士などの資格をもつ相談員が、情報の提供や助言、必要なサービスの調整をしている。

相談室は日曜祝日と年末年始を除く月曜から土曜の9時から17時までが受付時間で、来所はもちろん、電話、ファックス、メールによる相談も受け付けており、加えて自宅訪問も行い、問題に対しては障害福祉サービス事業所だけではなく、医療機関、行政なども協力・連携し解決にあたっている。同じ福祉庁舎の中には、1階に夜間急患診療所とキッズルーム、2階にファミリー・サポートセンター事務室、3階に市社会福祉協議会、4階に福祉団体室がある。

この相談室を運営しているのが、「NPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会（以下、協議会）」である。協議会は、身体・知的・精神障害者関連の福祉サービスを提供する社会福祉法人、NPO法人、医療法人などの多様な経営主体による計38の事業所で構成されている。渋川圏域の1市1町1村より受託している障害者自立支援法（以下、自立支援法）の地域生活支援事業に位置づけられた「相談支援事業」が主要事業であるが、その他、相談室が入居している福祉庁舎の管理運営業務も行っている。加えて、圏域市町村の障害福祉

計画等の作成の場に協議会の構成事業所がメンバーとして参画している。地域自立支援協議会については、メンバーとして参画するだけでなく、その中に設けられている生活部会や就労部会の事務局も担当している。

協議会は相談室を事務所としており、協議会の運営実務は相談業務の傍ら職員（相談員）が行っている。相談室に常駐する職員は、協議会を構成している4事業所から、勤務年数が10年を超えるベテラン職員が派遣されている。数日単位の交代ではなく、一定期間（年単位）同じ方が各事業所から派遣されている。開設した平成18年10月から平成22年3月までは、月曜から金曜までの週5日間の開所であった。平成22年4月からは相談件数が増えたため、土曜日も開所するようになった。現在は室長と5名の相談員の計6名が常駐している。

「相談室」は平成18年10月に渋川市役所本庁舎内に開設され、2年半後の平成21年4月に、現在の渋川市福祉庁舎に移転した。

事業所間ネットワーク構築の契機になったショッピングセンター跡地利用問題

渋川市内の障害者福祉施設等の事業所間の交流は、自立支援法施行以前は、療護施設や更生施設に授産施設と、同種別間のものにほぼ限定されていた。身体障害、知的障害といった同じ障害を対象とした事業所であっても、その種別が異なるだけで、交流・連携をする機会は限られた。このような状況ゆえに、対象となる障害が異なる事業所同士が、お互いのことを理解するには苦労した。身体障害と知的障害はまだつながる部分があり、お互いの事情を少しは察することができたが、社会福祉法人が経営する事業所自体がそもそも圏域にはなかった精神障害のこととなると、異業種のように分からないという状況があったと言う。

しかし平成15年に入り、その事業所同士が結束するきっかけとなる出来事が起こった。その年の5月に渋川市内のショッピングセンターが閉店し、それを渋川市が購入し、平成18年2月の渋川市と近隣町村との合併を控え、新渋川市の第2庁舎とする計画が出されたことに端を発する。

この動きを知った社会福祉法人「誠光会」誠光荘の眞下施設長は、ショッピングセンターが広いエレベーターを備えているなどバリアフリー機能が整備されていたことに着目し、そこを第2庁舎とするのなら渋川市の福祉の拠点となる福祉に特化した『福祉庁舎』にできないものかと考えた。眞下氏が描いたイメージは次のようなものであった。「圏域の授産施設でつくった野菜や花、パンなどを1階にショップを設け販売し、作業所も併設しよう。2階には福祉課、社会福祉協議会、支援センターなどの福祉関係の公的機関が入ることで、機能が集約される。渋川圏域の福祉拠点ができるのではないか」— 眞下氏のこの考えは、種別の違い、対象となる障害の違いによって壁ができてしまっている現状に風穴を開け、種別も対象となる障害の違いも超えた連携を可能としたい、との想いからであった。後述するが、障害者施策の新たなランドデザイン案が描かれ、3障害一元化の大きな方向性が示された前後という背景もそこにはあった。

当時の市の担当者も、その考えに賛成して働きかけてくれた。眞下氏は市の担当者と相談し、同じ障害者施設同士で声をかけあい、市長へ第2庁舎を『福祉庁舎』とするための陳情をすることを始めた。賛同者を募ったところ、合わせて6法人12事業所が手を上げた。眞下氏の「誠光会」、加えて社会福祉法人「恵の園」と「三愛荘」、さらに以前から3法人とも関係のあった「福祉作業所いぶき（「渋川市手をつなぐ育成会」が経営主体）、「サポートハウスなずな」、「あすなる作業所」を運営す

る3つのNPO法人である。誠光会は身体障害者、恵の園は身体障害者と知的障害者、三愛荘は知的障害者を対象とする事業を展開する法人であり、「いぶき」は知的障害者、「なずな」と「あすなる」は精神障害者を主な対象とした事業所であった。種別と対象となる障害の違いを超えた、かつてないつながりができた瞬間であった。

陳情書には、行政の福祉サービス機関の設置、渋川市社会福祉協議会の入居、地域包括支援センターおよび障害者支援センターの設置の4項目を盛り込み、平成17年9月に渋川市長へ提出された。

しかし、ショッピングセンターの跡地利用は、眞下氏の構想した「福祉の拠点」とは異なり、当初の予定通り第2庁舎として福祉関係以外の部署による利用として決定された。

渋川圏域における事業所間 ネットワーク構築の経緯

ショッピングセンターの跡地利用問題については残念な結果に終わったものの、ここでの協働がきっかけとなり、この前後から事業所間の「懇談会」が開かれるようになった。同じ障害者福祉事業を手がけていても、これまでは地元同士、同業同士として挨拶を交わす程度の付き合いであったが、顔を突き合わせて話をするようになると、互いに知らなかったことが見えてきた。

特に、精神障害者を対象とする事業所を運営するNPO法人は、身体・知的障害の事業所に比べてかなりの低予算で立地条件も悪いという恵まれにくい環境下にあること、小規模作業所にいたっては社会福祉法人が経営する身体・知的障害者対象のものと比べて約3分の1の予算規模であることを知り、眞下氏をはじめとした社会福祉法人の施設経営者たちは衝撃を受けた。何回か話し合いを続けるうちに、連

携をしていく必要性の認識が高まっていった。

ショッピングセンターの跡地を市が購入した翌年の平成16年10月、自立支援法の基となった今後の障害保健福祉施策についてのグランドデザイン案が発表された。新しい制度により旧来は「身体障害者と知的障害者」が福祉施策の対象であったところに精神障害者が加えられることとなり、3障害一元化の大きな方向性も示された。「他の種別のことは良く知らない。他の障害のことはあまり分からない。けれども制度の先行きを考えれば、それで済むのだろうか・・・」— 意見交換を重ね、問題意識を共有化していく必要性が関係者間で次第に認識されるようになっていった。前出のショッピングセンター跡地利用に関する陳情、その後の事業所間の懇談会も、この流れのなかの出来事と言える。

平成18年10月の自立支援法施行が近づく中で、「身体・知的・精神の3障害の事業所が力を合わせれば大きな力になる」、「人口約12万人の渋川圏域は障害者の施設や作業所が比較的多く、事業所が集まれば何かができるのではないか」と考えた眞下氏は、とにかく集まって一緒に考えることを他の事業所に提案した。小さな事業所が個々で何かを発信するよりも、同種別だけで集まるよりも、種別を超えてまとまって発信したほうが、当然効果は期待できるとの想いもあった。

平成17年9月の陳情書の提出で協力関係を築いた「誠光会」、「恵の園」、「三愛荘」の3つの社会福祉法人をはじめ、さまざまな経営主体による事業所が集まった。陳情書の提出前後から始まった事業所間の懇談会を通して情報の共有を始めていたこともあり、協働の枠組みを設けることに異論は出なかった。地域の障害者福祉の普及発展への貢献、種別を超えた障害者施設の情報交換を目的に「渋川市障害者施設連絡協議会」が平成17年12月に、渋川市の22事業所の参画により設立された。N

PO法人の協議会の前身となる組織である。

これ以前の圏域内の事業所の意識について、社会福祉法人「恵の園」の山田常務はこう評している。「隣の事業所はあくまでお隣さんだった。種別同士でのつながりしかなかった時代は、各施設・事業所はいわゆる『種別単位の個人商店』に過ぎなかった。この協議会の設立は『渋川圏域の福祉の商店街』の構築に向けての第一歩になった」

平成18年2月には、渋川市と北橋村、赤城村、子持村、小野上村、伊香保町が合併し、新渋川市が誕生した。4月の新年度からは新しく渋川市になった旧町村の地区の事業所との連携も視野に入れていたところに、6月に吉岡町と榛東村の事業所からも手が上がった。それを受けて同月、渋川圏域1市1町1村にある37（当時の数）のすべての事業所によるネットワークが誕生した。「渋川広域障害保健福祉事業者協議会」の誕生である。会長には「誠光会」の眞下氏、副会長には「恵の園」の山田氏が就いた。ショッピングセンター跡地利用に関する陳情書の提出から、わずか1年足らずの間の出来事であった。

（次頁「事業所一覧」参照）

「なんでも相談室」の 開設とその成果

協議会の設立とあわせて、平成18年10月に施行される自立支援法に位置づけられていた「相談支援事業」を受託する準備を進めていたところ、そのためには法人格の取得が必須条件であることが分かった。6月に開催された設立総会で急遽NPO法人格取得を諮り、翌7月にNPO法人としての設立を決議するという慌ただしさであった。そして申請後間もなく9月下旬にはNPO法人の認可が下り、10月からスタートした「相談支援事業」の施行と同時に、協議会は渋川市役所本庁舎の西

渋川広域障害保健福祉事業者協議会「事業所一覧」

	経営主体	事業所名称	定員数	備考
1	社会福祉法人 三愛荘	かおる園	67	障害者支援施設(知的更生施設)
2	〃	清泉園	73	障害者支援施設(知的更生施設)
3	〃	さくら園	40	障害者支援施設(知的更生施設)
4	社会福祉法人 恵の園	めぐみの里	入所80、通所7	障害者支援施設(知的更生施設)
5	〃	めぐみ	30	知的障害者授産施設
6	〃	シャローム	20	知的障害者授産施設
7	〃	あけぼのホーム	50	障害者支援施設(身障療護施設)
8	〃	恵の園	入所30、通所13	身体障害者授産施設
9	〃	グレイスホーム	30	障害者支援施設(身障授産施設)
10	社会福祉法人 誠光会	誠光荘	90	障害者支援施設(身障療護施設)
11	社会福祉法人 高嶺会	並木路荘	30	障害者支援施設(知的更生施設)
12	社会福祉法人 赤城会	あかぎ育成園	入所120、通所7	障害者支援施設(知的更生施設)
13	〃	しきしま	入所75、通所7	知的障害者(児)更生施設
14	社会福祉法人 薫英会	薫英荘	50	知的障害者更生施設
15	〃	ワークショップくんえい	20	知的障害者授産施設
16	〃	水沢寮	30	知的障害者通所寮
17	社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会	ひまわり園	20	児童デイサービス事業 (障害児通園施設)
18	〃	かえでの園	10	地域活動支援センターⅢ型 (障害者福祉作業所)
19	社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会	ささえの家	10	地域活動支援センターⅢ型 (障害者福祉作業所)
20	医療法人 橘会	ひばり	30	精神障害者援護寮
21	〃	うぐいすの家	20	精神障害者福祉ホーム(B型)
22	〃	デナイトケアそよかぜ	通所70 短期30	精神科デナイトケア施設
23	医療法人 群栄会	けやき寮	20	精神障害者援護寮
24	〃	もみじホーム	20	精神障害者福祉ホーム(B型)
25	〃	よしおか		地域活動支援センターⅠ型
26	〃	デナイトケアねむの木	70	精神科デナイトケア施設
27	医療法人 群馬会	赤城リカバリーハウス	10	精神障害者福祉ホーム(A型)
28	医療法人 榛名病院	榛名病院精神科デイケア	30	精神科デイケア施設
29	医療法人 北毛病院	北毛病院精神科デイケア	15	精神科デイケア施設
30	医療法人社団 護羊会	いづみ医院精神科デイケア	30	精神科デイケア施設
31	NPO法人 渋川市手をつなぐ育成会	渋川市地域活動センターⅢ型いぶき	15	地域活動支援センターⅢ型 (障害者福祉作業所)
32	NPO法人 精神障害者サポートセンターほれほれ	あすなる作業所	10	就労継続支援B型 (精神障害者共同作業所)
33	NPO法人 サポートハウスなずな	サポートハウスなずな	15	就労継続支援B型 (精神障害者共同作業所)
34	NPO法人 山脈	みやま工房	19	就労継続支援B型 (精神障害者共同作業所)
35	NPO法人 桃の井	ひだまり	6	共同生活援助
36	財団法人 大利根会	あけぼの	20	精神障害者援護寮
37	〃	あじさい		地域活動支援センターⅠ型
38	独立行政法人国立病院機構 西群馬病院	重症児病棟	80	重症心身障害児施設

庁舎内に「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を開設したのである。

その後、相談支援事業が始まるに際し、相談室に詰める相談員はそれぞれの事業所から出向させることとした。開設当初は「誠光会」からの1名と、「渋川市手をつなぐ育成会」が運営する「福祉作業所いぶき」からの1名の計2名が常駐し、「恵の園」と「三愛荘」で1週間を分担するという3名を基本とし、加えて週のうち3日間は他の協議会構成事業所から応援が1名入るといった体制でスタートした。

開設したばかりの10月の相談件数は26件、平成18年度（10～3月）の合計は350件だったが、平成19年になると月の相談件数は100件を超えるようになった。平成20年9月には200件を超えるに至り、このため10月から相談員を2名増員し、5名の常勤で対応するようになった。

この増員により、相談のアフターフォローにも力を割けるようになった。それ以前は、相談に来た時、関係機関から情報が寄せられた時に対応するといった状況であったが、現在は相談のあった方のサービス利用状況を参考にしつつ、必要に応じて相談室から状況確認に出向く、といったことができるようになった。

その後も相談件数は増え、結局土曜日も開所することとなり相談員も6名になり、平成22年度は4月から8月の累計相談件数は2,148件となっている。

相談内容は3障害全般にわたって生活に関する相談、日中活動に関する相談が多いが、3障害のうち相談がもっとも多いのは知的障害者からである。3年間の総計では知的障害に関する相談が約1,700件、身体障害が約1,200件、精神障害が約600件、その他が約400件という内訳であった。渋川圏域に住む約700人の障害者が相談室と関わっていたことになる。

(次頁「相談件数」参照)

topics 1

「母親が急病で入院した 精神障害者の支援ケース」

母親と障害のある子ども（40代）の2人暮らしの家庭で、これまで障害福祉サービスを全く利用されることなく、2人で生活していた。親が急病で入院したことにより、入院先の病院から相談室に連絡があった。家に行くと、精神障害のある子どもが1人で黙って部屋の隅に座っているという状況であった。

これを機に、圏域の障害福祉サービスを活用することとなった。日中の生活の場の提供や、親が体調を崩した時の一時宿泊先の紹介等、圏域にある各種のサービスにつなぐことで、親子の在宅生活を支えることができた。

相談室があったことで、病院からの連絡・相談が遅滞なく入り、対応ができた。行政ではなく先に相談室に連絡が入ったことで、サービスへのつなぎは迅速にできたともいえ、相談室の圏域での存在感を物語る。

ニーズを把握して適切なサービスを提供できるようになった、対応の難しい案件にネットワークで対応することができた1つの例である。

topics 2

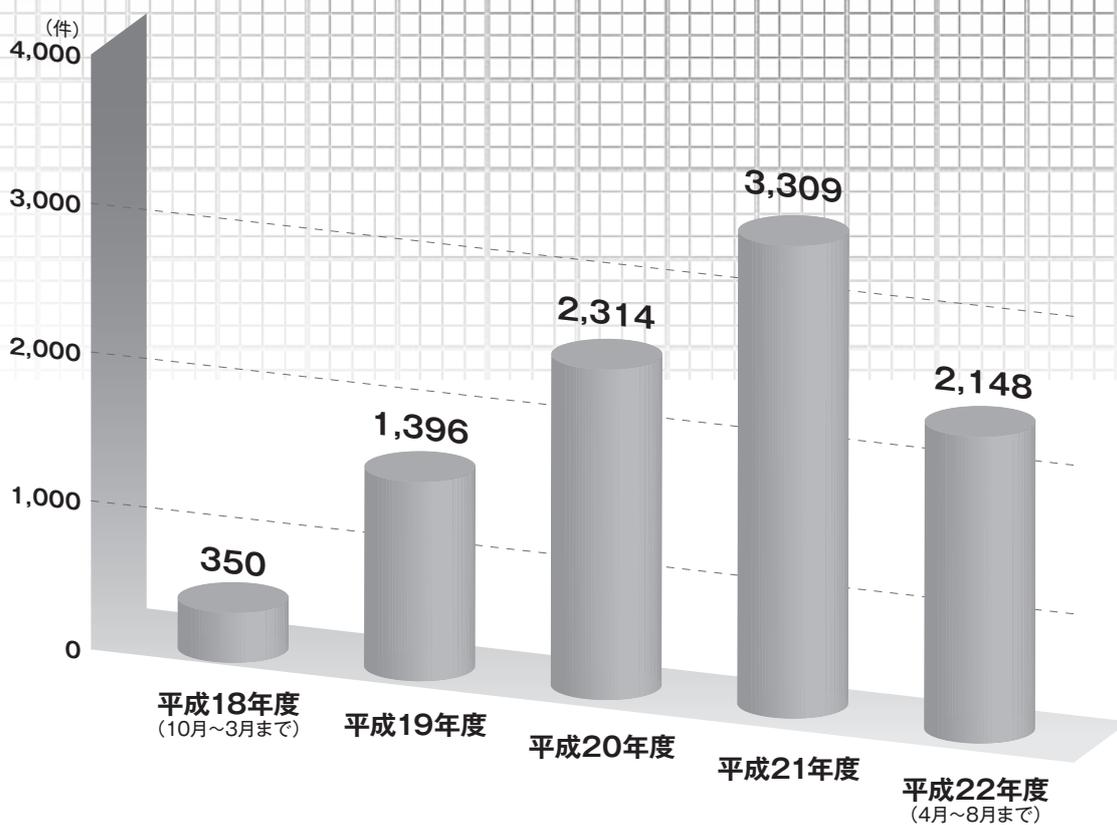
「福祉庁舎の実現」

平成18年10月に渋川市役所本庁舎内に開設された相談室（＝協議会の事務所）は、平成21年4月に移転することとなった。移転先は、渋川市が新たに設けた4階建の渋川市役所福祉庁舎「渋川ほっとプラザ」である。シヨツピングセンター跡地の利用に際し、「福祉庁舎」化を陳情したのが平成17年9月のこと。入居している団体等の状況は必ずしも当時の構想通りではないが、眞下氏が思い描いた「福祉庁舎」は3年半後に実現したのである。

渋川広域障害福祉なんでも相談室
平成18年度～22年度「相談件数」の推移

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4月		103	131	283	432
5月		73	143	211	307
6月		98	154	301	476
7月		111	147	305	472
8月		137	112	202	461
9月		113	271	249	
10月	26	129	255	310	
11月	63	121	159	237	
12月	54	137	219	262	
1月	67	109	244	291	
2月	71	120	229	308	
3月	69	145	250	350	
合計	350	1,396	2,314	3,309	2,148



NPO法人の 設立、運営について

NPO法人の設立にあたっては、前身である「渋川市障害者施設連絡協議会」の設立時から主導的な役割を担ってきた眞下氏が中心となり、設立までの準備のほとんどを担うこととなった。相談支援事業が始まり、事務所に詰めている相談員が相談業務の傍ら運営業務を担うようになるまではこの状態が続いた。「最初の頃は、定款や事業計画等、私が先ず原案を作成し、それを皆さん（協議会の中核を担う社会福祉法人経営者）に確認してもらって進めていました」と眞下氏は振り返る。負担については、前身の渋川市障害者施設連絡協議会の枠組みがあったこと、NPO法人の認可申請について渋川市も協力してくれたことから、それほど過度なものにはならなかった。そして、平成18年7月3日のNPO法人としての協議会の設立総会に漕ぎ着けることができた。

協議会の目的は、「渋川広域の障害保健福祉事業者の運営等について相互に連絡協議すると共に、渋川広域の障害者福祉の普及発展」と定められ、事業については、「渋川広域の障害福祉計画への参画」、「地域に貢献する障害者保健福祉事業者のあり方の検討」、「渋川広域の地域支援事業への貢献」等とした。協議会のもとには、総会と定例役員会の2つの会議を設けた。総会は年に2回、全事業所が集まって開催され、年次報告及び事業計画についての審議がなされている。定例役員会は、会長1名、副会長2名、理事6名、会計担当役員1名による10名の理事と相談室長で構成されており、月1回開催される。相談室の運営状況の報告と課題についての協議を行っている。定例役員会が執行機関、総会が文字通り全会員参加の全体会、という位置づけである。

会費については、一律年1,000円とした。構成団体のなかには、予算規模が非常に小さな

事業所もあれば、ある程度の規模を有する社会福祉法人もある。渋川圏域の全事業所が参画するネットワークの構築にこだわったこともあり、全ての事業所が無理なく参加できる水準として決定した。事務所の賃料は無料であるものの、実際には年会費だけで運営するのは不可能であり、運営費のほとんどは圏域の1市1町1村からの相談支援事業の実施に際しての委託費でまかなわれている。現在は総額約2,500万円であるが、相談員の人件費や相談業務にかかる諸々の経費を考えれば十分な額ではなく、結果、室長および相談員全員が構成事業所に籍をおいたまま協議会に出向するという方式を採用することとなった。

協議会の予算から相談員1人に対しては、1日単位で決められた額が支払われる。しかし、出向した相談員1人に対して給与、保険、福利厚生費などを計上すると、その額ではまかなえない。自ずと各法人が持ち出す（法人負担）ことになる。新人を使えば法人負担は少なくできるが、経験の浅い相談員では相談室の信用性を損なうと考え、負担が大きくても専門家として仕事が全うできる相談員を置くようにしているのが現状だ。

相談室の飯塚室長によれば、金銭面での負担をしても相談員を派遣するメリットがあると言う。「職員を出向させている法人には、金銭面での負担があるとはいえ、相談員となった職員は数ある相談で多くのことを経験し、学ぶことができる。これまで対応したことがないケースを扱って関係施設と連携する経験は、地域にどのようなニーズや資源があるかを知るうえで役に立つ。相談室では自分の施設では得られない体験をすることができ、その経験と技術を法人に持ち帰ることで、各法人にも新たなノウハウが蓄積される」— 協議会の役員である眞下氏、山田氏は、「そもそも地域に役に立とうという思いから始めたこと。法人負担は最初から分かっていたこと」と声を揃える。

ネットワークの構築が 短期間で実現した要因

平成17年12月の渋川市障害者施設連絡協議会の設立後、NPO法人の協議会設立、そして相談支援事業の受託・実施まで、1年足らずの短い期間で実にスムーズに進行した。この短期間での進捗は非常に特徴的である。実現した理由として、いくつかの要素を上げることができる。

①行政からの支援・要請があった。

相談支援事業を平成18年10月のスタートに間に合わせるよう、行政からの要請があったことが大きい。そこには、公正中立の観点から、相談支援事業を1つの社会福祉法人ではなく、身体・知的・精神にかかわる事業所が集まった協議会に依頼したいという市の考えがあった。市の担当者からの提案と協力がキーポイントとなった。

渋川市からすれば、障害福祉計画の策定や地域自立支援協議会の開催等、圏域内の複数の事業所と協働して取り組むべき案件がいくつかあることが解っていたこともあり、圏域内のすべての事業所が参画するネットワーク機関は、事業所と協議するうえでも協働するうえでも「都合の良い存在」であったということもできる。

②社会福祉法人立事業所間での連携意識の高まり

協議会の設立の原動力となった「誠光会」、「恵の園」、「三愛荘」の3つの社会福祉法人が、おのおのが今後の障害者福祉事業に対して「何かをしなければ」という同じ意識、目的を持って手を取り合ったことが大きな力となった。

加えて、3法人を含めた圏域の社会福祉法人の規模が近かったということもある。いずれも1法人で複数事業を経営する法人で、大規模法人ほどではないにしろ、法人事務局体制がそれなりに整っているレベルの法人で

あった。大きな法人が主導し小さな法人がそれに追随するのではなく、それぞれの特徴を残しつつゆるやかな連携を組み、必要な事業は協働で実施するというネットワーク型の構成が理にかなっていた。

③自立支援法の施行と新渋川市の誕生

短期間で事業所経営者の意識が高まった背景には、平成16年10月に新たな障害者福祉のグランドデザイン案が発表され、3障害一元化の大きな方向性も示され、自立支援法の施行が平成18年10月に迫っていたことが大きい。「このままではいけない」との考えを共有する大きな要因となった。

加えて、平成18年2月の新渋川市の誕生である。行政の枠組みが変わることで、福祉の分野にも影響は及んだ。折しも自立支援法の施行と重なり、市町村に義務づけられた事業（相談支援事業）の実施方法について再考を余儀なくされた。

この協議会の設立にともなうネットワークの構築が事業所にもたらした意識の変化について、眞下氏は、「地元のニーズに皆で応えていこうという意識が、この協議会ができて芽生えた」と語り、山田氏も、「これまでは自分の法人・施設のことしか考えていなかったという面が、少なからずどの法人にもあった。自法人だけで地域の障害者福祉の全てを担うことはできないのだから、連携して担っていかななくてはならない、という意識が高まったのではないか」と評した。

大きな外的要因の変化（自立支援法と市町村合併）と、ショッピングセンター跡地利用等のさまざまな出来事を経た事業所経営者の地域に対する意識の高まり、この両者が組み合わせられた結果である。

協議会の設立が地域にもたらした効果

渋川市、吉岡町、榛東村にあるすべての障害者関係の事業所がネットワークを結んだことで、渋川圏域の障害者福祉のあり方は劇的に変化した。ネットワークの構築は、さまざまな効果を地域にもたらした。

①圏域内の情報集約に貢献

複数の事業所がネットワークで対応しながらも、相談窓口は1つにまとめているため、各事業所が蓄積した知識、技術、情報を相談室で集約し、それを地域に還元できている。相談室に聞けば構成事業所の状況（空きがあるか等）がすぐ分かるようになった。

②潜在化していたニーズの発掘と困難事例への対応

個々の事業所では詳細まで把握できなかった地域のニーズが明確になり、事業所と専門家が連携することで問題解決の事例が増えた。専任の相談員がいるため、問題がそのまま放置されることも少なくなった。相談室では各事業所が把握した情報を基に、必要なサービスが提供されていないケースや対応が難しいケースの存在を把握できるため、対象により合ったサービスを構成事業所のなかから選んで（もしくは組み合わせ）提供することができる。

③各事業所の負担の軽減と経営効率のアップ

相談室で具体的な地域ニーズが把握できるので、各法人が経営のために利用者を確保する負担が減った。ニーズに即して不足しているサービスを拡充し、利用のないサービスを縮小すれば良い。これは事業所だけではなく、利用者にとってもメリットがある。

④公益法人たる社会福祉法人の原点の確認

関係者の意識（特に、社会福祉法人立の事業所経営者）においても、良い変化が生まれた。ネットワークが構築されたことで、自施設の強みと弱み、他施設の特徴、良さ

もよく分かり、自分たちの強みを活かし、足りない部分はお互いにカバーして関係者全員で地域の役に立つという、社会福祉法人の原点に立ち戻ることができた。渋川圏域が持つ障害者関係の事業所を地域の共有財産として活用するという意識づけにもつながった。

⑤圏域内の障害者団体との関係の強化

協議会には相談支援事業とは別に、地域の障害者福祉の向上を図るためのさまざまな活動を行うことも期待されている。具体的には、当事者やその家族が参画する障害者団体の事務局機能を担うことで、団体の活動支援を行っている。結果として、当事者団体との太いパイプも持つことができた。地域の中で不足しているサービスや社会資源を理解する意味でも、重要な成果である。

今後の課題

ネットワークの構築による相談支援事業の展開によって、もたらされたものが多くある一方で、課題も残されている。

①地域自立支援協議会の機能を高める

地域自立支援協議会に参画し、相談室を通して把握できた地域の問題を行政に提起してはいるが、施策に反映されたものは非常に少ない。地域自立支援協議会を通して、行政にきちんと上がっていく仕組みを強化し、相談室に寄せられる現場の声、地域の声が具現化できるようにしていきたい。

②若年障害者へのアウトリーチ

地域で生活する年齢層の若い障害者（およびその保護者）からの相談件数が少ない。親と同居をしている場合は、親が抱えて問題が表面化しないという面がまだまだあり、関係機関からの報告で把握するというケースが多い。学校等の教育機関、病院等の医療機関との連携をより密にして、支援が必要な

ケースを漏れなく把握していきたい。相談室自体のPRもまだまだ不十分なのかもしれない。広報活動にも力を入れていきたい。

③相談室の職員体制

現在常駐している5名の相談員及び室長の全員が、協議会を構成する事業所に所属し、そこから派遣されているという状況である。協議会に籍のある職員は1人もいない。今後、相談支援事業の拡充、それ以外のさまざまな事業の実施が求められることが予想される。1つ例を上げれば、夜間・緊急時の対応である。開設時には夜間の相談受付、休日での緊急時の対応もできるような体制でと考えていたが、実現できていない。将来的には24時間365日の対応が可能な体制が必要であると認識しており、そのことを考えると現行の職員形態では不十分である。

④相談支援事業自体の継続性

相談室の職員は全員が構成事業所からの派遣であり、現行の1日当たりの支給額では各法人が相談員の人件費のかなりの部分を持ち出さざるを得ない。複数の法人から相談員を派遣している現状は、派遣している法人で負担を等分しているとの見方もできる。「地域貢献の取り組みなのだからそれで良い」との声もあるが、継続性の点で見れば、事業として成立することが望ましいことも事実である。適正な委託費の確保も含め課題である。

⑤各構成事業所間の負担・責任の分担

協議会への参画にあたっての年会費は1,000円であり、相談室への職員派遣を担っていない事業所以外の負担は小さい。圏域の全事業所が無理なく参画できるようにとの配慮でもあったが、今後、より一層ネットワークを活用して地域ニーズに応えていくためには、中心となる事業所以外のさらなる活動への係りが期待される。

相談員をどの事業所から出向させるのか、相談員の身分（現在は構成事業所の職員）をどうするのか、については現時点で変更の予定はない。しかし、委託元の市町村や他の構成事業所の意見をうかがいながら、事業所間の経費負担・責任の分担については今後検討を行う予定である。

今後、地域における 事業所間ネットワークの構築を 考えている方へのアドバイス

1つの問題に対して、ある程度共通した認識があるのであれば、とにかく集まってみることから始めてみる。そこで意見交換をできるような継続して集まれる環境（事業所のコミュニティ）を作ること。利用者のため、地域のため、社会のためという視点がある事業所であれば、現状に不満を抱かない事業所は恐らくないはず。何かのきっかけでその不満（＝問題）に立ち向かう機会が訪れた時、そのコミュニティが生きてくる。そこに、行政も含めた地域の関係機関を巻き込んでいくことが大事である。

自施設のある地域特性（渋川圏域には人口規模の割に多種多様な事業所があり、社会福祉法人はある程度の規模を有する遜色のない複数の法人が存在していた）を正確に把握すること。取り組みを起す際の手法の決定の判断材料になる。



「渋川ほっとプラザ」